

熱中症対策の取組に係るアンケート結果

熱中症対策の取組状況のアンケート結果を取りまとめました。
ご回答いただいた事業場の皆様、ありがとうございました。
(令和8年6月に、高岡労働基準監督署管内の事業場に対し実施)

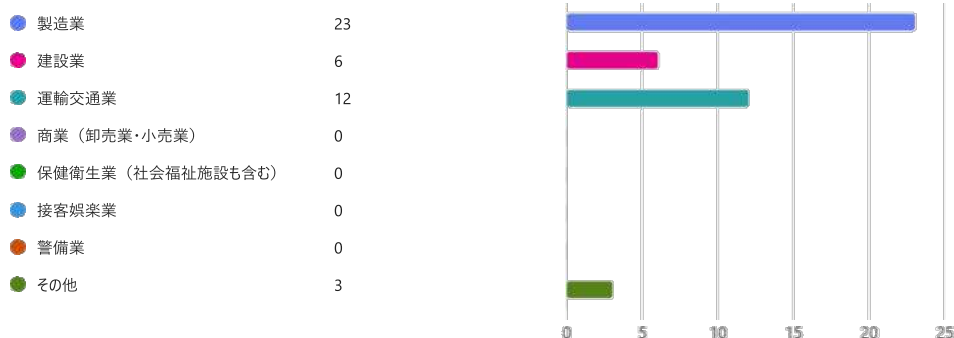
1. 分析結果

質問4「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施が見込まれる作業がありますか。」という質問に対し、「いいえ」と回答した事業場が2割となっており、質問5「熱中症の疑いがある者を発見した際に、報告をさせる体制を整備していますか。またその体制を関係労働者に周知していますか。」に対する回答からも、熱中症になる可能性が低い事業場であっても、事業場内での対策の周知はなされていると考えられる。

質問8「令和7年6月1日に熱中症対策に係る安衛法の改正がありました。その内容についてご存じですか。」で「知っている」と回答した事業場が9割を占める結果となっている。このことが、質問5「熱中症の疑いがある者を発見した際に、報告をさせる体制を整備していますか。またその体制を関係労働者に周知していますか。」や、質問6「熱中症のおそれのある作業を行う時に、熱中症の症状悪化の防止のための措置とその手順を定めていますか。またその内容を関係労働者に周知していますか。」の質問に対し、体制整備、周知の実施を行っているとする回答が9割を占める結果につながっていると考えられる。

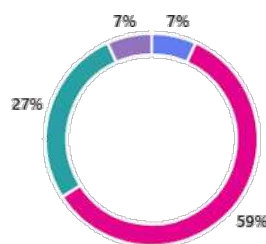
一方で、質問9「令和8年6月4日付け事務連絡「熱中症予防の普及啓発・注意喚起について（周知依頼）」について、内容を確認しましたか。」の質問に対し、「確認した」と回答した事業場が8割にとどまっており、引続き周知が必要である。

2. 業種を選択してください



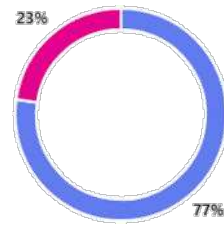
3. 事業場の労働者数を選択してください

10人未満	3
10人～49人	26
50人～299人	12
300人以上	3
分からない	0



4. 「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で連続 1 時間以上又は 1 日 4 時間を超えて実施」が見込まれる作業がありますか。

● はい	34
● いいえ	10
● 分からない	0

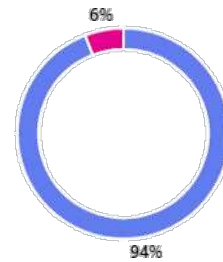


補足：「いいえ」と回答した事業場の業種の内訳

運輸交通業・・・4社
製造業・・・5社
倉庫業・・・1社

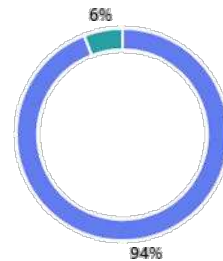
5. 熱中症の疑いがある者を発見した際に、報告をさせる体制を整備していますか。またその体制を関係労働者に周知していますか。

● 体制の整備、周知の両方を実施している	32
● 体制は整備しているが、周知まではしていない	2
● 体制を整備していない	0
● 分からない	0



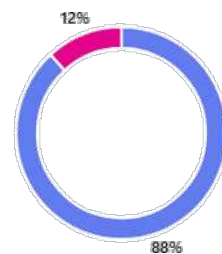
6. 熱中症のおそれのある作業を行う時に、熱中症の症状悪化の防止のための措置とその手順を定めていますか。またその内容を関係労働者に周知していますか。

● 定めており、周知も行っている	32
● 定めてはいるが、周知まではしていない	0
● 定めていない	2
● 熱中症のおそれのある作業はない	0
● 分からない	0



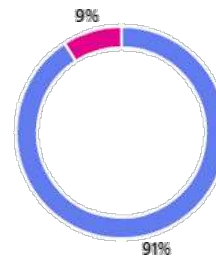
7. 多量の発汗を伴う作業場に、塩分及び飲料水を摂取できる環境がありますか。

● 両方を摂取できる	30
● どちらかは摂取できる	4
● 両方とも摂取できない	0
● 多量の発汗を伴う作業場はない	0
● 分からない	0



8. 令和 7 年 6 月 1 日に熱中症対策に係る安衛法の改正がありました、その内容についてご存じですか。

● 知っている	40
● 知らなかった	4



9. 令和 8 年 6 月 4 日付け事務連絡「熱中症予防の普及啓発・注意喚起について（周知依頼）」について、内容を確認しましたか。<https://www.mhlw.go.jp/content/001708010.pdf>

● 確認した	37
● 今後確認する予定である	7
● 特段確認する予定はない	0

